

特記仕様書（建設工事）

1. 本特記仕様書は、内畑堤・野口(小)堤 土砂撤去工事（小郡市 寺福童・大原 地内）に適用する。
2. 工事施工に関しては、福岡県農林水産部発行「土木工事共通仕様書」、福岡県県土整備部発行「土木工事施工管理の手引き」を適用する。
3. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - (1) 小郡市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
4. 現場代理人等の腕章の着用について

請負者は、現場における責任の自覚と意識の高揚、ならびに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を図るため現場代理人及び主任技術者（監理技術者）には、腕章の着用を義務付けるものとする。なお、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見易い所を原則とする。なお、腕章のほかにも名札を着用することが望ましい。
5. 工事实績情報サービス（CORINS）について

請負者は、契約金額が500万円以上の場合は、CORINS（（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事实績情報サービス）への登録をしなければならない。登録の種類及び時期は、以下のとおりとする。

○請負金額500万円以上の工事

 - 受注登録・・・・・・契約後10日以内
 - 変更登録・・・・・・変更があった日から10日以内
 - 竣工登録・・・・・・工事完成後10日以内
6. 誓約書（業者間契約）について

下請施工を行う場合、請負者は、業者間契約（元請と下請間、下請と下請間）における損害賠償請求などのトラブル回避のため、「誓約書（業者間契約）」を徴収しなければならない。

なお、この「誓約書（業者間契約）」は、市への提出は必要ない。
7. 施工体制台帳の提出について

下請施工を行う場合は、請負者は施工体制台帳を提出しなければならない。

報告された下請負人が暴力団関係業者と確認された場合、契約約款に基づき、市は請負者に対して下請契約解除要求を行う。請負者が正当な理由なく下請契約解除要求に応じない場合、請負契約解除となる。

8. 専任を要する主任技術者の兼務

請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事、又は施工にあたり相互に調整を要する工事、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者は2箇所まで建設工事を管理することができる。

9. 現場代理人の兼務

次の場合において、現場代理人の兼務をすることができる。

- 小都市発注工事において、請負金額が600万円未満の2件の工事
- 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であり、兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められる工事、かつ、監督員と常に携帯電話等で連絡を取れる場合の2件の工事

10. 安全費について

内畑堤の土砂等の搬入、搬出時に、安全費として、交通誘導員Bを1人配置とする。交通誘導員Bとは、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）とするが、検定合格者を配置できない場合、監督員が警備員名簿、教育実施状況等に関する資料により、専門的な知識・技能を有する警備員と認めたものについてはこの限りではない。

資 格	資 格 要 件
1・2級交通誘導警備検定合格者	・交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者
交通誘導に関し専門的な知識・技能を有する警備員と認めたもの	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上である者。

11. 施工条件について

- （1）内畑堤の仮設道路については、任意仮設とする。
- （2）野口（小）堤の仮設道路については、1号仮設・2号仮設・6号仮設は、指定仮設とする。
3号仮設・4号仮設・5号仮設は、任意仮設とする。
- （3）周辺への影響を考慮し、粉塵対策等を実施の上、円滑な工事实施に努めるものとする。

12. 建設発生土について

- （1）建設発生土処理処分地は任意とする。
- （2）処分地の選定後は「建設発生土処分地計画書」を提出し発注者の承認を得ること。施工後は「建設発生土処分地確認書」及び「建設発生土処分実績報告書」を発注担当者に提出するものとする。
- （3）処分地までの運搬経路を発注担当者に報告すること。
- （4）特別な理由がないかぎり設計変更（増減）は行わないが、建設発生土の工事間利用のため発注者が処分地を指定することがある。この場合には処理費・運搬距離を変更する。
- （5）搬出先の確認写真を発注担当者に提出すること。
- （6）その他関係法令を遵守すること。
- （7）堤内の土砂掘削土においては、草混じり第4種建設発生土を想定している。

13. 六価クロム溶出試験について

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であるため、セメント系固化材を使用する工事に先立ち、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によって六価クロム溶出試験を実施し、その試験結果を提出して監督員と協議するものとする。

なお、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

試験の種類及び方法： 地盤改良工 配合設計段階 1 検体ずつ（環境庁告示 46 号溶出試験）